

資料 7

処理対象物及び焼却処理不適物一覧表 (令和元年 7 月 10 日 修正)

| 区分 | 内容 |
|---------|--|
| 処理対象物 | 可燃ごみ 一辺の長さが 50 cm以下で資源にならないもの ①生ごみ 残飯、貝殻、厨芥ごみ等 ②紙くず カーボン紙、ラミネート加工紙等の資源にならない紙 ③木くず 長さ 50 cm以内厚さ 10 cm以内の板切れ、竹等 ④革・ゴム製品 ゴム長靴、皮靴、ランドセル、バック等 ⑤その他 ぬいぐるみ、まくら、座布団、スリッパ、軍手、紙おむつ、ラップ、使い捨てライター、スキー靴等 ⑥プラスチック類 ポリタンク、プラ製植木鉢、ビデオテープ・CD/ケース、資源にならないプラスチック製品等 ⑦小動物斃死体 体長 1m 以下の一般廃棄物扱いの小動物斃死体 |
| | 脱水ケーキ し尿処理施設から搬入される脱水ケーキ |
| | 可燃残渣 粗大ごみ処理施設、資源価値向上施設、プラスチック中間処理施設、リサイクルセンター（平成 37 年度竣工予定）で選別された可燃性の残渣 |
| | 可燃性の粗大ごみ 家具類、電化製品類、木製建具類、寝具・敷物類、衛生器具類、趣味・遊具類、その他から、可燃性粗大ごみを分別し、金属等不燃物を取り除いたもの。 |
| 焼却処理不適物 | 1 法律により受入れできない廃棄物 産業廃棄物（我孫子市廃棄物の減量、資源化及び適正処理に関する条例第 20 条で規定する産業廃棄物は除く。）特別管理一般廃棄物、感染性一般廃棄物 |
| | 2 資源（資源として扱っているもの） 容器包装その他プラスチック類、古紙類、古繊維類、金属類、空きびん類、空き缶類、ペットボトル、乾電池・蛍光灯、食用油、剪定枝木（松食虫・毒性のあるものは除く。） |
| | 3 不燃ごみ（金属を占める割合が 50%未満の複合製品） 照明器具、掃除機、ヘルメット、使い捨てカイロ、陶磁器、ガラス、チャイルドシート、家庭用ペイント缶（固化したもの）、包丁、小型家電品等 |
| | 4 粗大ごみ（破砕等の処理済で可燃性のものを除く） マッサージチェア、電気カーペット、物干し台、ベット（マットレスを含む）等 |
| | 5 危険物・有害性のあるもの 灯油、ガソリン、廃油、LP ガスボンベ、バッテリー、農薬、劇物、スプレー缶（中身ありのもの）、使用済み在宅医療用注射針、コピー機等 |
| | 6 適正処理困難物 建築廃材、煉瓦・タイル・瓦、コンクリートがら、自動車部品・タイヤ、耐火金庫、ピアノ、太陽熱温水器等 |
| | 7 家電 4 品目 テレビ、エアコン、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機 |
| | 8 製造メーカーにおいてリサイクルルートを確立しているもの パソコン、二輪車（バイク）、消火器、充電式電池、携帯電話等 |